

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令案要綱

1 区域整備計画の認定を申請することができる期間の追加

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の政令で定める期間に、令和九年五月六日から同年十一月五日までの期間を追加する。（本則関係）

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）